旭医大達第85号
令和7年7月9日

旭川医科大学地域医療創成プロジェクト委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長　　西　川　祐　司

旭川医科大学地域医療創成プロジェクト委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学地域医療創成プロジェクト委員会規程（令和6年旭医大達第23号）の一部について，下記右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す。

改正後	現行
（略）	（略）
（組織） 第3条　委員会は，次に掲げる者をもって組織する。 (1)　学長が指名する副学長 (2)　事務局長 (3)　事務局次長（病院担当） (4)　研究・学術情報課長 (5)　その他学長が必要と認めた者	（組織） 第3条　委員会は，次に掲げる者をもって組織する。 (1)　学長が指名する理事 (2)　学長が指名する副学長 (3)　事務局長 (4)　事務局次長（病院担当） (5)　研究・学術情報課長 (6)　その他学長が必要と認めた者
（削除）	
2　前項第1号及び第5号の委員は，学長が委嘱する。	2　前項第1号，第2号及び第6号の委員は，学長が委嘱する。
（任期） 第4条　前条第1項第1号及び第5号の委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員及び追加の委員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。	（任期） 第4条　前条第1項第1号，第2号及び第6号の委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員及び追加の委員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。

2　（略） （略） 附　則 この規程は，令和7年7月9日から施行し，令和7年7月1日から適用する。 【改正理由】 令和7年7月1日付け役員等の変更に伴い，所要の改正を行うものである。	2　（略） （略）